

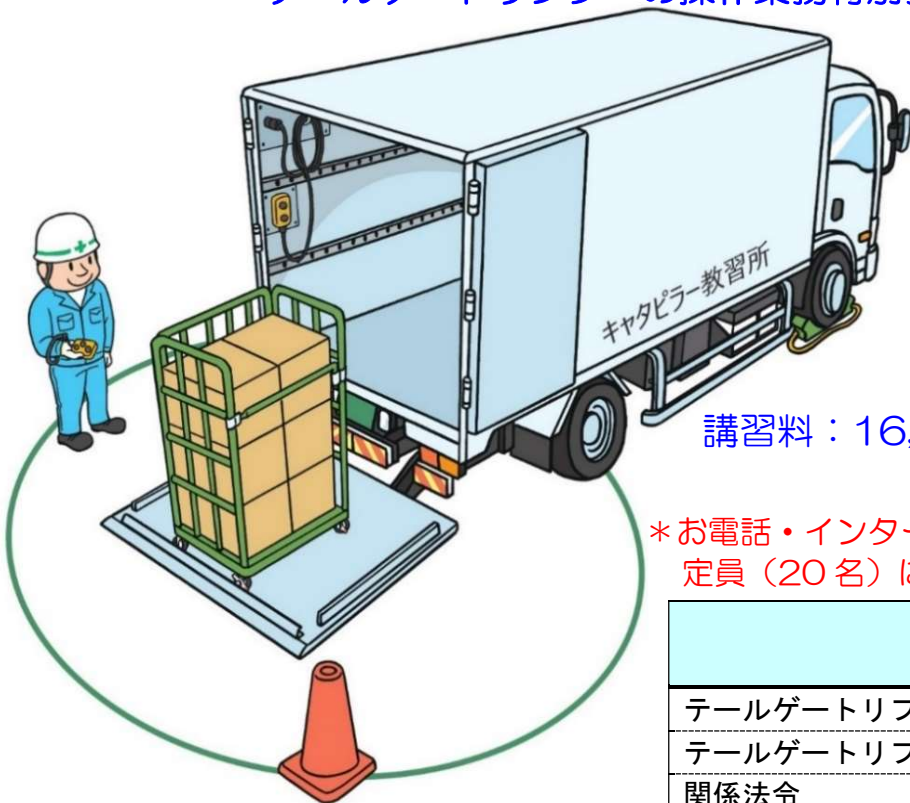
# テールゲートリフターの操作業務 特別教育

トラック等貨物自動車の荷役作業における労働災害を防止するため、荷の積み降ろしに関して労働安全衛生規則等の改正が行われ、次のものが新設されました。

- 労働安全衛生規則の改正（改正省令 第33号第2条）
  - ・（特別教育を必要とする業務）第36条第5号の4 テールゲートリフターの操作の業務
- 安全衛生特別規則の改正（改正告示 第104号）
  - ・第7条の4 テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育

**施行日：2024年2月1日以降はテールゲートリフターの操作業務には、特別教育の受講が必要になります。**

キャタピラー教習所東関東教習センターでは上記法改正に基づき「テールゲートリフターの操作業務特別教育」を実施致します。



**<ご好評につき臨時開催決定！>**

**1月**：8日(月), 9日(火),  
10日(水), 22日(月), 23日(火),  
24日(水), 25日(木), 26日(金)

講習料：16,000円（消費税・テキスト代込み）

\*お電話・インターネットより先着順にてご予約受付中です。  
定員（20名）になり次第しめ切りとさせていただきます。

講習科目	講習時間
テールゲートリフターに関する知識	1.5
テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0
関係法令	0.5
テールゲートリフターの操作の方法（実技）	2.0
学科+実技=1日 計	6.0

キャタピラー教習所(株) 東関東教習センター  
**TEL 04-7133-2126 FAX 04-7133-2344**

〒277-0872 千葉県柏市十余二 313  
（国道16号線沿い 日本キャタピラー 内）